

(事業主の方へ)

過疎雇用改善地域としての地域雇用開発助成金の受付は3月30日(金)で終了します

過疎雇用改善地域としての地域雇用開発助成金に係る計画届の受付は、指定期間の末日が閉庁日のため、前日の3月30日(金)をもって終了しますので御注意ください。

【熊本県における過疎雇用改善地域(平成29年4月1日現在)】

指定期間:全地域平成30年3月31日まで

- ・水俣市
- ・上天草市
- ・阿蘇市(旧阿蘇郡波野村の区域)
- ・天草市
- ・玉名郡: 和水町
- ・阿蘇郡: 南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村
- ・葦北郡: 芦北町、津奈木町

【平成30年度の指定について】

平成30年度の指定地域は、地域の有効求人倍率等の指標を基にして、平成30年4月1日付けで指定されることになっています。

(問合せ先)
熊本労働局職業安定部職業対策課
熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎9階
電話 096-211-1704